

大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との 「1.5+1+1.5」プログラムに関する覚書

教育の改革を深化し、両学間の交流を深め、それぞれの特色を活かし、創造力と実践的能力を持つ有為な人材の育成を目的として、大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」という。）と江漢大学（以下「乙」という。）とは、平等互惠、相互発展の原則に基づき、「1.5+1+1.5」プログラムについて以下の合意に達した。

一、特別聴講生（以下「聴講生」という。）の人数と交流期間

- 1 甲は、乙から聴講生を初年度に5名を受け入れる。次年度からの具体的な受け入れ人数は状況により、甲乙双方が協議した上で決定する。
- 2 乙の外国語学院日本語学科の聴講生は、乙の二年次の春学期（第四学期）に甲の前期から履修し、学生間の交流を図る。
- 3 甲における聴講生の履修期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。
- 4 本プログラムは、2013年3月から実施する。

二、聴講生の選考、権利及び義務

- 1 本プログラムの聴講生は、日本語学力優秀者を条件とし、甲が受け入れに関する決定権を持つ。
- 2 聴講生は、甲において図書館、保健室など学内の施設の利用について、一般の学生と同等の待遇を受ける。
- 3 甲は経済的に援助するための奨学金情報の提供に努力する。
- 4 聴講生は、甲の学則に従い、指導教員のもとで学習に努めなければならない。履修期間終了後、甲は聴講生に成績証明書を発行する。

三、費用及び学生生活

- 1 聴講生は、甲の規程に従い、授業料を支払う（教材費などは含まない）。往復渡航費、住宅費、生活費は聴講生の自己負担とする。
- 2 甲は、適切な宿泊施設の確保に可能な限り努力する。
- 3 甲は、聴講生にチューターを配して、聴講生の学習や生活などを中心にサポートする。

四、その他

- 1 この覚書の改正及び終了は、甲乙双方の合意を得て行う。
- 2 この覚書は、甲乙双方の代表者により署名された日から効力を発する。
- 3 この覚書は、日本語版と中国語版とを作成するが、そのいずれもが正式な文書であり、同等の効力を有する。甲乙はそれぞれ1通を保管する。

甲 大分県立芸術文化短期大学

乙 江漢大学

代表者

中山 欽吾



2012年 9月 1日

代表者

杨洁东



2012年 9月 6日

江汉大学与大分县立艺术文化短期大学

关于“1.5+1+1.5”项目备忘录

为了深化教育改革，加深两校间的交流，发挥各自的优势，培养具有创新意识和实践能力的应用型人才，江汉大学（以下称为：甲方）同大分县立艺术文化短期大学（以下称为：乙方）本着平等互利、共同发展的原则，就“1.5+1+1.5”项目达成以下协议：

一、特别交流生（以下简称交流生）人数及交流时间

1. 乙方第一年接收甲方交流生5名。今后每年接收人数由甲、乙双方根据实际情况商议决定。
2. 甲方选派的学生为外国语学院日语专业学生，于第二学年春季学期（第四学期）赴乙方（前期）学习、交流。
3. 甲方交流生在乙方的学习时间为一年，期间为当年4月至第二年3月。
4. 本项目2013年3月开始启动。

二、交流生的选定、权利和义务

1. 甲方须选派优秀学生参加本交流项目，是否接收由乙方决定。
2. 甲方交流生在图书馆、保健室等面向学生开放的设施使用上，享受乙方正规生同等待遇。
3. 乙方向甲方交流生提供奖学金信息，为甲方交流生解决生活、学习困难提供方便。
4. 甲方交流生须遵守乙方的相关规定，在乙方指定教师的指导下努力学习。学习交流结束后，乙方为甲方交流生开具学习证明。

三、费用及生活

1. 甲方交流生须按照乙方规定支付学费（不含教材费）。往返机票、住宿费、生活费由学生自己承担。
2. 乙方尽全力帮助甲方交流生寻找合适的住处。
3. 乙方为每名甲方交流生指定一名特别辅导员，负责协助处理甲方交流生在乙方交流期间遇到的学习及生活等方面的问题。

四、其他

1. 本备忘录的修正、终止须经甲、乙双方同意后方可进行。
2. 本备忘录自甲、乙双方负责人签字之日起正式生效。
3. 本备忘录中文版、日语版均为正式文件，具备同等效用。甲、乙双方保管中文、日文版各一份。



甲方：江汉大学

(盖章)

甲方代表：

杨浩东

2012年9月6日

乙方：大分县立艺术文化短期大学

(盖章)

乙方代表：

中山欽吾

2012年9月1日

